

## 岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

### (名称)

第1条 本会は、「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、本県の孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織と行政機関との複合的な官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進につなげることを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 県、市町村及びNPO等支援組織間の連携強化
- 二 分野横断的な情報共有
- 三 包括的な情報発信
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (事業年度)

第4条 本会の事業年度は、4月1日から3月31日までとする。

### (会員等)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

#### 一 幹事団体

孤独・孤立対策に関連する分野において県内で中核的な役割を担い、かつ、本会の活動に主体的に取り組むことが可能な行政機関及びNPO等支援組織

#### 二 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する取組みを行う行政機関及びNPO等支援組織

### (入会)

第6条 本会の幹事団体として加入候補となっている団体は、事務局へ幹事団体加入内諾書（別添様式）を提出するものとする。

- 2 新たに本会の一般団体を希望するものは、別に定める入会申込書を事務局に提出するものとし、事務局において入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、プラットフォーム会議において必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(退会・除名)

第8条 一般団体が本会を退会しようとする場合は、退会の意志を書面により事務局に届け出て、任意に退会することができる。また、会員が次の事項のいずれかに該当するときは、該当団体等に事前に弁明の機会を与えた上で、プラットフォーム会議の議決を経て除名することができる。

- 一 1年以上、連絡がとれない場合
- 二 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- 三 会員が解散又は営業を停止したとき
- 四 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 五 その他本会の運営に当って重大な支障が生じると認められたとき

(プラットフォーム会議の構成)

第9条 本会の幹事団体により構成するプラットフォーム会議を設置する。

(プラットフォーム会議の機能)

第10条 プラットフォーム会議は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- 一 本会に関する規定の策定・改廃
- 二 幹事団体の選出・退会
- 三 一般団体の除名
- 四 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(プラットフォーム会議の開催)

第11条 プラットフォーム会議は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

- 2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。
- 3 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(プラットフォーム会議の定足数)

第12条 プラットフォーム会議は、幹事団体の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(プラットフォーム会議の決議)

第13条 プラットフォーム会議の議事は、議決に加わることのできる出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。

3 プラットフォーム会議に出席しない幹事団体は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する幹事団体を代理人として表決を委任することができる。

4 プラットフォーム会議の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

5 前条第1項の規定にかかわらず、幹事団体の3分の2以上が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、プラットフォーム会議の決議があったものとみなす。

(議案の提案権)

第14条 プラットフォーム会議への議案は幹事団体又は事務局が提案する。

(事務局)

第15条 本会の事務の執行を円滑におこなうため県地域福祉課に事務局をおく。

(分科会等)

第16条 活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。

附 則

この規約は、令和5年2月27日より施行する。

(別添)

岐阜県孤独・孤立対策  
官民連携プラットフォーム事務局 御中  
(岐阜県地域福祉課)

令和 年 月 日

幹 事 団 体 加 入 内 諾 書

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの幹事団体に加入することを内諾します。

団体名 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_